

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定イ⑩（創業者等運用緩和）について

本様式は、業歴3か月以上1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合で、主たる事業（最近1年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合に使用できます。

《認定基準》

- 1 申請する中小企業が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業主の場合は主たる事業所の所在地が春日部市であること。
- 2 経済産業大臣の指定を受けた不況業種であること。
- 3 創業者等運用緩和の各事項の売上高等に比して5%以上減少していること。

平成26年4月1日より、「経済産業大臣が指定する不況業種」は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の細分類での判定に変更されています。

申請の際は、ご自身が営んでいる事業が指定業種に属しているか、よくご確認のうえ、ご来庁ください。営んでいる事業が属する業種に指定業種がない場合、認定申請はできません。

また、企業全体の売上高等を算出する場合には、営んでいる全ての事業の売上高等が対象となります。